

# 特別養護老人ホーム月桃の里重要事項説明書

<平成 28 年 10 月 1 日現在>

## 1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0120-50-4792

時間 9:00～18:00 (月～金)

担当 生活相談員

\* ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

## 2、特別養護老人ホーム月桃の里の概要

### (1) 事業者

事業者の名称 社会福祉法人ダンス会

事業者の所在地 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 4161 番地 1

法人種別 社会福祉法人

代表者名 上地国生

電話番号 0980-87-3151

### (2) ご利用施設

施設の名称 特別養護老人ホーム月桃の里

施設の所在地 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 4161 番地 1

施設長名 上地雅子

電話番号 0980-87-3151

F A X 番号 0980-87-3612

メールアドレス info@gettounosato.com

### (3) ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		介護保険指定番号	利用定数
施設	介護老人福祉施設	4775300017	30 名

### (4) 事業の目的と運営の方針

要介護状態等になった利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護そのた必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援し、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

### (5) 主な設備・居室

設備	数	設備	数	種類	室数
食堂・集会室	1	調理室	1	2人部屋	3
一般・機械浴室	1	洗濯室	1	4人部屋	7
トイレ	2	事務所	1	面談室	1
医務室	1	静養室	1	機能訓練室	1

(6) 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	計
施設長 (管理者)	社会福祉施設長資格認定講習課程修了	1		1
嘱託医	医師		1	1
生活相談員	社会福祉主事・介護支援専門員	2(兼務)		2
介護支援専門員	社会福祉主事・介護支援専門員	2(兼務)		2
栄養士	栄養士		1	1
調理員		5		5
事務員	社会福祉主事・介護支援専門員	2(兼務)		2
介護職員	准看護師	1		1
	介護福祉士	1		1
	ホームヘルパー1級	1		1
	ホームヘルパー2級	1		1
	介助員	6		6

(7) 職員勤務体制

職種	勤務体制		休日
施設長	9:00～ 18:00		4週8休
	1名		
生活相談員	9:00～ 18:00		4週8休
	1名		
介護支援専門員	9:00～ 18:00		4週8休
	1名		

医師	16:00～ 17:00	嘱託週 1 回（月 4 回）				
	1 名					
看護職員	8:00～ 17:00					4 週 8 休
	2 名					
介護職員	7:00～ 16:00	9:00～ 18:00	11:00～ 20:00	15:00～ 24:00	0:00～ 9:00	4 週 8 休
	1 名	1 名	1 名	2 名	2 名	
栄養士	13:00～ 17:00	嘱託月 2 回				
	1 名					
調理員	6:30～ 14:30	11:00～ 19:00				4 週 8 休
	2 名	2 名				

### 3、サービス内容

#### (1) 介護保険給付サービス

##### ①食事の介助

栄養士が監修した献立により、ご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。食事はできるだけ離床して食堂でとっていただくように配慮します。【食事時間】朝食 7:00～、昼食 12:00～、夕食 18:00～

②排泄の介助  
ご自分でトイレの使用が難しいご利用者の方々にはその状態に応じてトイレ誘導を行い、できる限りおむつを使用しないで日常生活が過ごせるように心掛けています。どうしてもおむつを使用しなければならない方は、尿の量や皮膚の状態を考慮して紙おむつ、尿取りパッドを併用します。おむつを使用する方に対しては、随時交換を行います。

##### ③入浴の介助

入浴は、シャワー浴と一般浴（手すりが付いた一般浴槽で入浴して頂くもの）があります。ご利用者の状態に応じて、週に2回以上利用できます。（入浴できない方は清拭を行います。）入浴は原則として午後に行います。

##### ④着替え等の介助

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。寝具の交換は週1回と随時実施します。

##### ⑤機能訓練

ご利用者の機能維持（増強）、日常生活動作の自立、改善を目的として、生活の一部として訓練を行っています。

#### ⑥医療行為及び健康管理について

(1)月桃の里は医療機関ではありません。一般病院や老人保健施設とは違い医師が常駐しておりません。このため、緊急時に医師が立ち会えない場合があります。

また、床ずれの処置や酸素の流入などは行えますが、高度な医療行為は行えません。

(2)次のような事由に該当される方の場合は、医療体制等、施設での看護・介護体制の限界を超えると思われる場合には、入所を該当する疾病が治癒するまで延期するか、あるいは施設利用困難と判断させていただく場合があります。

- ・入所時において、他のご利用者に感染する恐れのある疾患をお持ちの方。
- ・入所時において、ご入院加療を必要とされる方
- ・I V H（中心静脈栄養）、カニューレ等をご使用されている方、人工透析が必要な方。
- ・ご利用者の状態に変化があればその都度ご家族の方にお知らせいたしますが、入院治療が望ましいと思われる場合はご利用者やご家族の意思を尊重した上、医療機関へ入院していただいております。その際は、身元引受人（またはご家族等）が病院への付き添い、入院手続き等を行ってくださいますようお願いいたします。
- ・施設入所後は、看護職員が嘱託医師の指示で医療行為を行います。このため、以前と違う投薬内容になるなど、診療方法が変わってくる場合がございます。この診療方法に納得が行かない方や、以前から利用されている医療機関を引き続き利用したいと希望される方はご相談ください。
- ・嘱託医師により、週1回（月4回）診察日を設けて健康管理に努めております。
- ・当施設では、毎日の血圧測定、脈拍測定、3ヶ月ごとに体重測定、年1回の健康診断を行っています。

#### ⑦協力医療機関と嘱託医師

名称	医療法人沖縄徳洲会 石垣島徳洲会病院	所在地	沖縄県石垣市大浜南大浜 446-1
氏名	上地国生	電話番号	0980-88-0123
診療科	内科・呼吸器科	診察日	毎週月曜日

※診察日は都合により変更する場合があります。

(2)基本利用料金下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
--	------	------	------	------	------	------

①サービス利用に係る自己負担額	多床室	日	700 円	763 円	830 円	893 円	955 円
		月	21,000 円	22,890 円	24,900 円	26,790 円	28,650 円
②食費に係る自己負担額	第 1 段階	日	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
		月	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円
	第 2 段階	日	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
		月	11,700 円	11,700 円	11,700 円	11,700 円	11,700 円
	第 3 段階	日	650 円	650 円	650 円	650 円	650 円
		月	19,500 円	19,500 円	19,500 円	19,500 円	19,500 円
	上記以外の方	日	1,380 円	1,380 円	1,380 円	1,380 円	1,380 円
		月	41,400 円	41,400 円	41,400 円	41,400 円	41,400 円
③居住費に係る自己負担額	第 1 段階	日	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	第 2 段階	日	370 円	370 円	370 円	370 円	370 円
		月	11,100 円	11,100 円	11,100 円	11,100 円	11,100 円
	第 3 段階	日	370 円	370 円	370 円	370 円	370 円
		月	11,100 円	11,100 円	11,100 円	11,100 円	11,100 円
	上記以外の方	日	840 円	840 円	840 円	840 円	840 円
		月	25,200 円	25,200 円	25,200 円	25,200 円	25,200 円
自己負担合計 (①+②+③)	第 1 段階	日	1,000 円	1,063 円	1,130 円	1,193 円	1,255 円
		月	30,000 円	31,890 円	33,900 円	35,790 円	37,650 円
	第 2 段階	日	1,460 円	1,523 円	1,590 円	1,653 円	1,715 円
		月	43,800 円	45,690 円	47,700 円	49,590 円	51,450 円
	第 3 段階	日	1,720 円	1,783 円	1,850 円	1,913 円	1,975 円
		月	51,600 円	53,490 円	55,500 円	57,390 円	59,250 円
	上記以外の方	日	2,920 円	2,983 円	3,050 円	3,113 円	3,175 円
		月	87,600 円	89,490 円	91,500 円	93,390 円	95,250 円

※日：日額、月：月額（月額 30 日）

※利用者負担額について

（第 1 段階とは）

- 1、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 2、生活保護の方

(第2段階とは)

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(課税年金：障害年金や遺族年金などは非課税ですので、これには含みません。例・遺族年金のみの収入しかない方は、収入額は0円となります。)

(第3段階とは)

世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)は、表の「上記以外の方」の料金となります。

(3) 厚生労働大臣が定めた利用料金は次のとおりですが、介護サービス提供時点の施設の体制等によって算定する料金は変動いたします。なお、施設の体制等の変動により、いただく料金に変更になる場合は、事前にご説明した上で再度本説明書を交付しますのでご承知おきください。

初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。(入所日から30日間、または1ヶ月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。)

外泊時費用(246円：ただし月6日限度)が算定されることがあります。(外泊や入院された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間は(月をまたいで連続した場合は最長12日間)外泊時費用246円が自己負担となります。)

※利用料第1段階と第2段階の方は、介護保険の1割負担分(各加算の1割負担分も含む)の1ヶ月の合計のうち15,000円が自己負担限度額となります。

※利用料第3段階の方は、介護保険の1割負担分(各加算の1割負担分も含む)の1月の合計のうち24,600円が自己負担限度額となります。

※外泊、又は入院時にお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。減免対象者の方(利用料1段階～3段階)は、外泊時費用(246円)算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、利用者370円のご負担になります。

(3) その他の介護保険の給付対象とならないサービス及び利用料金

理美容費	1回当たり	1,500円
上記のほかレクリエーション費用、行政手続代行費、買物サービスの費用等は実費自己負担となります。		

#### (4) 利用料金の計算方法

各料金に、利用日数または利用回数を乗じた額を加算して計算します。

(5) 支払方法お支払方法は、当施設指定の口座へ振込でお願いします。

#### 4、通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、沖縄県内としますが、その他の地域の方でもご相談に応じます。

#### 5、入退所の手続き

##### (1) 入所手続き

①まずは、お電話等でお申し込みください。

②生活相談員よりご連絡をさしあげ、事前調査をさせていただきます。

その際、ご利用者の健康状態、介護保険の認定内容、身元引受人他ご家族の状況、お支払い方法等を確認いたしますのでご了承ください。

③別に定める「社会福祉法人ダンヌ会施設入所決定委員会設置規程」に基づき入所順位を決定し、居室に空きができ次第ご入所いただけます。

④ご入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き事業者は、契約が終了しご利用者が退所する際には、ご利用者及びそのご家族の希望、ご利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

①ご利用者及びそのご家族の都合で退所される場合退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

②自動終了以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します。

##### 1) 他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合(この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります)。

##### 2) 死亡退所の場合

・ご遺体、ご遺品は、身元引受人(代理人・ご家族の方)に引き取っていただきます。

・月桃の里または与那国町診療所から死亡診断書(死亡届)が発行されますので、これを身元引受人(代理人・ご家族の方)の方が各市町村まで提出してください。

・死亡退所後の届書又年金等の手続きは、身元引受人(代理人・ご家族の方)が行ってください。

##### ③その他の退所事由

・ご利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促

したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又はご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

・ご利用者が病院等に入院し明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知した上で契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合、退院後に再度入所の希望をされる場合はお申し出ください。

## 6、身元引受人

契約締結にあたり、代理人、ご家族の中から身元引受人を一名決めていただきます。入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人に連絡の上、残置金品を引き取っていただきます。

## 7、入所時に必要なもの

(1) 転出証明書（各市町村住民課で発行しています）

原則として現住所を月桃の里に移しますので与那国町以外から入所される方は現在お住まいの各市町村の転出証明書が必要です。

(2) マイナンバーが記載されている書類（通知カード等）またはその写し

(3) 健康保険などに関して

①国民健康保険加入者で、現住所が与那国町の方は月桃の里で住所変更の手続きを代行させていただきます。また、現在お住まいの住所が与那国町以外の方につきましては、引き続き現住所の各市町村が国民健康保険の保険者となります。

②政府管轄保険、共済組合保険など社会保険の扶養義務者の方は、遠隔地証明書をご持参ください。また、月桃の里入所に際し社会保険の扶養を外される場合は、現在お住まいの各市町村の国民健康保険の加入となります。

③老人保健法医療受給者証については、現在お住まいの住所が与那国町の方は月桃の里で住所変更の手続きを代行させていただきます。

④身体障害者手帳をお持ちの方は入所時にご持参ください。住所変更の手続きは月桃の里で代行させていただきます。

⑤介護保険被保険者証については、現在お住まいの住所が与那国町の方は月桃の里で住所変更の手続きを代行させていただきます。減額認定証等をお持ちの方は、入所時にご持参ください。

⑥その他、保健に関する証書（重度身体障害者・老人保健法による一部負担金不用者の証など）をお持ちの方は入所時にご持参ください。

※詳しくは各市町村の老人福祉担当者、または生活相談員にお問い合わせください。

(3) 健康診断書

入所申込みの際に提出されている健康診断書が3カ月を過ぎている方は、再度の健



康診断書と、ご利用者の状況がわかる調書を面接時に提出してください。

(4) 介護認定調査表及び主治医意見書

当施設で施設介護計画<ケアプラン>を作成するために必要です。各市町村に対して認定調査の複写物の交付を依頼します。

(5) お金等の管理を依頼される方へ

預貯金通帳、年金証書などに使用している印鑑（月桃の里で保管しても差し支えないもの）をご用意ください。

①月桃の里へ入所後、年金受け取り先の住所変更や年金振り込み先銀行の変更、現況届提出などの手続きも代行させていただきます。

②老齢福祉年金については与那国町へ転入手続き後、郵便局で受領できるよう手続き致します。

③恩給も同様に手続きさせていただきます。

8、入所してからの生活・お年寄りには環境が変わると体調を損なう場合があります。施設の生活に馴れるまでは、面会の回数を多くし不安を少しでも取り除いてください。

・ご利用者が自宅外泊を希望する時には、受け入れをお願いします。またご家族の希望により外泊を申し出た際は速やかに許可いたします。

・施設での生活をスムーズにするためには、ご家族の協力が一番大切です。ご協力をお願いいたします。

9、所持品について月桃の里に入所される際、衣類等の所持品については収納スペースが限られておりますのでできるだけ少なくして頂きますようお願いいたします。なお、私物については必ず名前を付けて頂きますようお願いいたします。いずれも所定の位置に油性ペンでお書きください。くれぐれも書き忘れの無いようお願いいたします。

※名前を書く場所は以下の要領をお願いします。

シャツ、下着等	襟首のタック付近
ズボン、ジャージ等	右上裏
パンツ、パッチ	右上裏
靴下	上部裏
靴、スリッパ	靴の中（中敷き部分）
その他の持ち物	分かり易いところ
（杖、車椅子、ポータブルトイレなど）	分かり易いところ

①寝間着、下着、普段着等衣類：ご利用者の生活のご様子により適切な枚数の着替えをご用意ください。季節の衣類入れ替えについては自室以外の収納スペースに限りがある為ご家族の方々でお願いします。衣類の洗濯については大型洗濯機で複数

のご利用者の衣類をまとめて洗濯し、乾燥機で高温乾燥していますので縮み易い衣類などはできるだけ避けて頂きますようお願いいたします。

②洗面道具：洗面所にて自力で洗面できる方はご持参ください。

③義歯を入れるためのコップ：義歯のある方はご持参ください。

④履物：できるだけ滑らないものをご持参ください。自力で歩行される方や歩行訓練をされる方はスニーカーやリハビリシューズをお勧めいたします。

⑤介護用品、自助具：ご利用者が使い慣れた介護用品、自助具（例えば杖、ポータブルトイレ、スプーンなど）については必要に応じてご持参ください。

車椅子をご使用される方は月桃の里に予備がございますが、体のサイズに合ったものがあるとは限りませんので、希望があれば実費で専用の車椅子をお作りいただけるよう手配いたします。

## 10、秘密保持

(1) 事業所の従事者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密保持を厳守します。

(2) 従事者であった者が、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(3) 各種教育機関から受け入れている実習生に、秘密保持を厳守させることはもとより、当事業所が知り得た情報を実習生に提供する場合は、事前にご利用者又はそのご家族の承諾を得た場合に限ります。

## 11、施設利用に当たっての留意事項

### (1) 面会

- ・面会時間：9:00～21:00 までの間であればいつでもご面会いただけます。
- ・インフルエンザ等により、面会を制限させていただくことがあります。
- ・ご面会の際は、その都度面会簿に記入してください。
- ・ご利用者の中には飲み込みの悪い方、食べ物の量のコントロールができない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して制限を受けている方などがおられますので、食べ物・飲み物等の差し入れはご遠慮ください。
- ・ご家族の方々の職員に対する心遣いは固くお断りします。

### (2) 外出・外泊

2 日前までにご連絡いただければ、外出・外泊ができます。外泊は、おおむね 1 週間以内の期間で、施設外で宿泊することができます。

その際は、所定の外出泊届けに必要事項をご記入のうえ、必ず管理責任者の許可を得ていただきますようお願い致します。

### (3) 病院の受診について

- ・病院の受診を要する場合は、与那国診療所を受診していただきます。
- ・希望により病院を受診する場合は、受診の付き添いできませんので、身元引受人で対応していただきます。

#### (4) 診察について

- ・当施設の嘱託医師による診察を定期的に受けていただきます。
- ・希望により上記検診を拒否する場合は、ご家族の対応により、定期的に他の病院を受診してください。

#### (5) 飲酒・喫煙について

- ・施設敷地内での飲酒・喫煙はできません。

(6) 設備・器具の利用・居室及び食堂等の共用スペース、敷地をその用途に従って利用してください。

・故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上に必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

・当施設の職員やご利用者に対し、迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (7) 預金等の管理

①ご利用者で金銭管理が難しい方は月桃の里で保管、管理します。

②複数の職員が立ち会い、事故の無いよう取り扱います。詳細は以下の通りです。1) 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

指定金融機関：漁業協同組合/農業協同組合/郵便局

2) お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関に届け出た印鑑、各種年金証書、各種健康保険被保険者証等

3) 保管管理者：施設長

4) 出納方法：手続の概要は以下の通りです。

・預金の預け入れおよび引出しが必要な場合には、備え付けの届出書を保管管理者へ提出して頂きます。

・保管管理者は上記届出書の内容に従い、預金の預け入れおよび引出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、要望に応じてその写しをご利用者に交付します

## (8) 行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。

ご希望の際は月桃の里事務室にお申し出ください。

ただし、手続にかかる経費はその都度お支払いいただきます。

## (9) 日常費用支払代行

介護以外の日常生活に係る諸費用に関する支払代行を行います。

(10) 身体等の抑制・拘束について当施設では、身体等の抑制・拘束はいたしません。ただし、緊急やむを得ない場合は、ご家族の方から了承を得たときのみ抑制・拘束を行うことがあります。なお、その場合はご家族の方から承諾書を徴するものとします。

## (11) 事故発生時の対応について

・当施設では、その責任の所在、重大性に拘らず、いかなる事故が発生した場合でも速やかにご家族へ連絡するとともに、その対応に万全を期すものとします。

・事故の責任の所在が当施設にある場合は、その事故にかかる損害を賠償します。なお、このような場合に備えて、当施設では損害賠償保険に加入しております。

(12) 日用品の持ち込み居室の収納スペースには限りはありますが、施設で安心して生活していただくために、日頃使い慣れたものや愛着のある品、思い出の写真などもお持ちください。

(13) 施設サービス計画の立案について施設サービス計画を作成する際には、ご利用者の他ご家族の同意をいただいたうえでサービス提供させていただいております。サービス計画作成の際にはご家族の方もご参加くださいますようお願いいたします。

(14) 介護実習生の受け入れについて当事業所では、次代の福祉人材育成のため、各種教育機関より実習生の受け入れを行っておりますが、実習生による介護を受け入れられない場合は、本欄を二重線で抹消することによって意思表示できます。

## 12、緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 13、非常災害対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム月桃の里消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	与那国町消防団と非常時の相互応援を約束しています。
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム月桃の里消防計画」に則り、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、ご利用者の方も参加して実施します。

防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	避難口	あり
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓	3ヶ所
	誘導灯及び誘導標識	あり	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテンは防災加工製品を使用しております。			

14、サービス内容に関する相談・苦情提供したサービスに関するご利用者又はそのご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するとともに、第三者委員を配置します。

特別養護老人ホーム月桃の里ご利用にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者

<所在地> 沖縄県八重山郡与那国町与那国 4161 番地 1

<名称> 社会福祉法人ダンヌ会

<代表者> 理事長 上地国生 印

<説明者> 特別養護老人ホーム月桃の里

<職種：氏名> \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から特別養護老人ホーム月桃の里についての重要事項の説明を受け同意しました。

ご利用者（身元引受人代筆可）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印